

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する
関係府省庁連絡会議
設置要綱

令和 7 年 8 月
関係府省庁申合せ
令和 8 年 9 月
一部改正

- 1 昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向にかんがみ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点について、関係府省庁が緊密に協力して検討する体制を確保し、必要な政策決定を行うため、インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
 - 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- | | |
|-----|--|
| 議 長 | こども家庭庁成育局長 |
| 構成員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官
警察庁生活安全局長
個人情報保護委員会事務局長
消費者庁次長
こども家庭庁支援局長
デジタル庁国民向けサービスグループ統括官
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
法務省刑事局長
法務省人権擁護局長
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
経済産業省商務情報政策局長 |
- 3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
 - 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する
関係府省庁連絡会議幹事会の官職の指定について

令和 8 年 7 月
インターネットの利用を巡る
青少年の保護の在り方に関する
関係府省庁連絡会議議長決定
令和 8 年 9 月
一部改正

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議設置要綱第 3 項の規定に基づき、インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議幹事会の官職を以下のとおり指定する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長	こども家庭庁成育局長
構成員	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室参事官
	警察庁生活安全局人身安全・少年課長
	個人情報保護委員会事務局参事官
	消費者庁消費者政策課長
	こども家庭庁成育局安全対策課長
	こども家庭庁支援局総務課長
	デジタル庁国民向けサービスグループ参事官
	総務省情報流通行政局情報流通振興課長
	法務省刑事局参事官
	法務省人権擁護局調査救済課長
	法務省人権擁護局人権啓発課長
	文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
	経済産業省商務情報政策局情報経済課長